

資料 6

日本航空専門学校

提供資料

指定養成施設(航空専門学校)における現状と課題等について

《現状と課題》

1, 【一等航空運航整備士課程の「整備の基本技術(基本技術Ⅱ)」に関する取扱いについて】

現行制度において、運航整備士(一運・二運)技能証明取得についての要求は、「基本技術Ⅰ」ですが、当校の一等航空運航整備士課程に於いては、一等航空運航整備士(B767)専門課程及び整備の基本技術課程では「基本技術Ⅱ」で技能証明を取得させております。

整備の基本技術課程(基本技術Ⅱ)の認可を受けている養成施設での教育内容は、二等航空整備士養成課程で要求されている知識・技能について同一のものであり、「基本技術Ⅱ」に関して、二等航空整備士課程と同様に、上級資格の取得の際「免除」に値するものと考えます。
(二等航空整備士技能証明所持者は、上級資格受験時、「基本技術Ⅱ」は免除であります)

現行制度のままでは養成施設を持った航空会社として、一般教育機関で一等航空運航整備士の技能証明取得者を採用しても、「基本技術Ⅱ」について再訓練・審査が必要であり、ある部分負担となっております。

現行、航空会社等の一等航空整備士又は、航空工場整備士の養成課程入所に当たり、基本技術修了書の交付を受けた日より5年以内に実施される技能判定審査に合格した場合に限り、教育の一部(基本技術Ⅱ)が省略となっておりますが、JAL、ANAのみ有効であり、指定養成施設を持たないエアラインについては、全ての項目を再度実施する事となっております。

※学校とエアラインの指定養成施設の枠組み、学校と指定養成を持ったエアライン、持たないエアラインとの枠組み等、総合的に検証して戴き、養成施設において基本技術修了書「基本技術Ⅱ」の交付を受けた者は、「基本技術」について、下記1,2の要件を満たしていれば、一等航空整備士及び、航空工場整備士の技能証明受験の際、「免除」として戴きたい。

- 1, 一等航空運航整備士課程の養成施設として指定を受けている一般教育機関であること
- 2, 一等航空運航整備士に係る整備の基本技術課程「基本技術Ⅱ」の養成施設として指定を受けている一般教育機関であること

2, 【養成施設 実技教育担当教官の必要数の変更について】

※ 実技教官1名に対し、現行訓練生(学生)数の12名程度を、30名程度として戴きたい。

但し、個別指導が必要な作業及び、危険を伴う作業については、現行通り
例「基本技術Ⅰ・Ⅱ」、「動力装置の操作(地上試運転)」、「点火時期調整作業」、
「機械及び、電気計測作業」等

一律に「12名程度」の数とするのは、整備士養成の専門学校の場合、学校経営において相当の負担となっております。

3, 【養成施設 学科及び、実技教育担当教官の資格要件の緩和について】

現行制度において、課程に対応した技能証明所持者でないと、教育は認められておりません。業界に多くの人材を輩出すべく教育機関の役割から、教育も多岐に渡らざるを得ないのも現状であります。教官補充の際、資格要件を満たす人材が見つからず、教官の確保に大変な苦勞が伴います。又、企業へ依頼した場合も経費の面で大きな負担となることも有ります。

課程に対応した技能証明を所持していなくても、教育機関にて一定期間（教育機関で定める期間）教育を受け、技量が認められた場合（教育機関で実施する試験等に合格した場合）においては教官の資格を認めて戴けるようお願いしたい。

4. 【技能審査項目(試験科目)の軽減・緩和について】

現行制度において、実地試験要領に基づいて実施している関係上、審査項目が多数であり、同時に、審査期間も長くなることから、受験生(学生)の負担も大きいものとなっています。又、技能審査員を外部委託している関係上、費用負担も同様であります。

※現行の実地試験要領を改訂して審査項目(試験項目)を軽減(削減)して戴きたい。

※現行審査例（二等航空整備士 技能審査 審査項目及び、審査期間について）

受験者 30 名に対し、審査員 5 名で対応とし、1 日/1 項目

「基本技術 II」～ 7 項目 9 日間

「実機」～ 5 項目 8 日間

計 12 項目、 期間～ 計 17 日間(途中審査の無い土日含む)

《今回の検討で期待すること》

- 1, 養成機関(専門学校)と、航空会社(運航会社)、事業会社との連携の強化に繋がるような制度の緩和・改革

養成機関(専門学校)で、技能証明・知識・技能等を取得してもその後の整備士の養成に時間を費やし、養成機関(専門学校)の存在意義が十分に生かされていません。

⇒ 前記 1,の「整備の基本技術(基本技術II)」に関する取扱に該当

- 2, 整備士養成に係る制度の緩和・改革

養成機関(専門学校)の制度が厳格であるが故、設備投資・人材の確保において、学校経営を圧迫していると同時に、整備士を目指す次世代の者にも経費の負担がかかっています。

⇒ 前記 2,～4, に該当

平成 26 年 1 月 29 日

学校法人 日本航空学園

日本航空専門学校 能登空港キャンパス

学長 梅 沢 慶 臣

学校法人 日本航空学園

日本航空専門学校 千歳キャンパス

白老キャンパス

学長 梅 沢 忠 弘